

警 備 甲 達 第 1 号
警 務 甲 達 第 1 号
生 企 甲 達 第 2 号
刑 企 甲 達 第 1 号
交 企 甲 達 第 1 号
警 公 甲 達 第 1 号
令和 3 年 1 月 2 0 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察突発重大事案発生時における初動措置要綱の制定について

突発重大事案発生時の対応については、迅速かつ的確な初動措置を講ずることを目的として福井県警察突発重大事案発生時における初動措置要綱の制定について（平成18年警備甲達第5号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、その内容について所要の見直しを行い、別添のとおり「福井県警察突発重大事案発生時における初動措置要綱」を新たに制定したので、突発重大事案発生時における初動措置の対応に誤りがないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

福井県警察突発重大事案発生時における初動措置要綱

第1 総則

1 要綱の目的

この要綱は、福井県警察における突発重大事案発生時の初動体制、迅速・的確な指揮、報告要領等に関し必要な事項を定め、適正な現場措置の推進を図ることを目的とする。

2 準拠

突発重大事案が発生した場合における初動措置については、この措置要綱のほか、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）及び福井県警察の警備実施に関する訓令（昭和40年福井県警察本部訓令第11号）その他関係規程の定めるところによる。

3 定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 突発重大事案

別表第1に掲げる事案その他の突発的に発生した重大な事案であって、多数の死傷者を伴い、かつ、社会的反響の大きいもの（多数の死傷者を伴うおそれがあり、かつ、大きな社会的反響が予想される事案を含む。）をいう。

(2) 即報主管課

突発重大事案が発生した初期段階において、次に掲げる警察活動を行う所属をいい、本部警備課（以下「警備課」という。）がこれに当たる。

ア 警察庁、中部管区警察局、警察本部長等への報告

イ 事案（概要、死傷者数等）の把握

ウ 県等関係機関との連絡

(3) 初動措置主管課

突発重大事案の発生を認知したときから、事案に対処する各種警察活動を総括指揮する所属をいい、事案種別及び態様ごとの初動措置主管課は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、別表第1によることが困難なとき、又は適当でないときは、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。）第19条及び第20条の規定を適用する。

(4) 事案処理主管課

ア 初動措置主管課と連携しながら、専門的知識及び資機材を活用して刑事責任等の捜査を行うなど当該事案の処理に当たる所属をいう。

イ 事案処理主管課長は、警備課長と連携して関係情報の収集に努めるほか、現場における初動措置に対する指示並びに警察庁、管区警察局の主管課その他関係機関に対する報告及び連絡その他必要な措置に当たる。

4 警察活動の基本

この要綱に規定する初動措置を講ずるに当たっては、被害の状況把握、警察措置に必要な情報収集等を行うとともに、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 人命の保護を第一とし、負傷者の救出、救護、避難誘導、交通の確保及び被害の拡大防止に努める。
- (2) 事案の原因、規模等を早期に把握し、被疑者の逮捕、目撃者及び参考人の確保、証拠資料の収集及び保管等初動捜査を推進する。
- (3) 関係機関の行う救援活動及び復旧活動に協力する。

第2 即報体制

1 第1報の即報

- (1) 突発重大事案の発生を認知した所属長は、情報の六何の原則の充足にとらわれず、判明した事項を直ちに即報主管課に報告する。
- (2) 即報主管課は、事案認知後、警察庁及び中部管区警察局（以下「警察庁等」という。）に第1報を即報する。ただし、執務時間外（福井県の執務時間を定める規則（平成元年福井県規則第44号）に規定する執務時間以外の時間をいう。以下同じ。）においては、警察本部総合当直責任者が別表第7の警察本部における初動措置要領に基づき、警察本部長及び警察庁等に即報する。

2 情報の収集・報告

即報主管課は、事案の種別にかかわらず、関係所属が収集した情報をとりまとめ、判明した事項を様式第1号-1、第1号-2、第1号-3及び第2号により、警察庁等に順次報告する。

なお、警備課以外の所属による警察庁等の関係所属への突発重大事案に係る報告については各所属の定める要領のとおりとする。

3 警察本部への報告

突発重大事案の情報は、被害者、施設管理者、関係機関職員、救助作業に従事している者等関係者から迅速に収集し、別表第2に掲げる報告要領に基づき、判明した事項から順次報告する。

第3 警備体制

1 警備本部等の設置

突発重大事案を認知した場合は、次の種別の警備本部等を設置し、指揮体制を確立する。

(1) 突発重大事案警備連絡室

ア 警備課長は、突発重大事案の発生後、警備課長を長（以下「連絡室長」という。）とする突発重大事案警備連絡室（以下「連絡室」という。）を直ちに設置し、警察庁等への報告、事案の規模及び態様に関する情報収集、関係機関との連絡調整等初期的対応を行う。

イ 連絡室の編成及び任務は、別表第3のとおりとする。なお、連絡室長は、事案の規模、態様等に応じ編成を調整することができる。

(2) 突発重大事案警備対策室

ア 警察本部長は、突発重大事案の規模、態様等から判断して、警察本部において組織的指揮を行う必要があると認めたときは、初動措置主管課の属する部の部長を長（以下「対策室長」という。）とする突発重大事案警備対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

イ 対策室の編成及び任務は、別表第4のとおりとする。なお、対策室長は、事案の規模、態様等に応じ編成を調整することができる。

(3) 突発重大事案警備本部

ア 警察本部長は、突発重大事案の規模、態様等から判断して、県警察の総力をあげて対処する必要があると認めるときは、警察本部長を長（以下「警備本部長」という。）とする突発重大事案警備本部（以下「警備本部」という。）を設置する。ただし、警備本部を設置した後、当該事案が別に定めのある事案に該当することが明らかになった場合は、当該規程に基づく指揮体制に移行する。

イ 警備本部の設置場所は、警察本部総合指揮室又は6階大会議室とする。ただし、必要により他に指定した場合は、この限りでない。

ウ 警備本部の編成及び任務は、別表第5のとおりとする。なお、警備本部長は、事案の規模、態様等に応じ編成を調整することができる。

エ 警備本部長は、必要に応じて関係機関が設置する対策本部等へ警備本部員を派遣し、連絡調整に当たらせる。

オ 警備本部長は、警備本部を設置したときは、別表第6に掲げる本部部隊を編成する。なお、警備本部長は、事案の規模、態様等に応じ編成を調整することができる。

(4) 警備本部等の改廃

警備本部長は、この要綱に定める初動措置の目的を完了したと認めるときは、警備本部等を改廃する。

(5) 現地警備本部

ア 警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、突発重大事案の発生を認知したときは、事案発生地を管轄する署長等を長（以下「現地警備本部長」という。）とする突発重大事案現地警備本部（以下「現地警備本部」という。）を設置する。ただし、2以上の警察署の管轄区域にわたるなど事案の規模又は態様から判断して、現地において一元的な統括指揮を行う必要があると認めるときは、警察本部長が指定した者をもって充てる。

イ 現地警備本部長は、事案に係る現場活動を総括指揮する。ただし、犯罪捜査指揮規程に該当する本部長指揮事件の捜査指揮体制については、別に定めるところによる。

ウ 現地警備本部長は、事案処理上必要があると認めるときは、現地に現地指揮所を設置する。

エ 現地警備本部の編成及び任務は、警備本部の編成及び任務に準じて現地警備本部長が定める。

オ 警察署の管轄区域において、突発重大事案が発生した場合の現地警備本部を設置するまでの情報の集約は、当該警察署の警備課が行う。ただし、署長は署情により他の課を指定することができる。

カ 現地警備本部長は、この要綱に定める初動措置の目的を完了したと認めるときは、現地警備本部を廃止する。

2 非常参集及び非常招集

突発重大事案発生時における職員の非常参集及び非常招集については、処務訓令第72条から第78条までの規定を適用する。

第4 突発重大事案発生時の初動措置要領

1 警察本部の初動措置

警察本部の初動措置は、別表第7のとおりとする。

2 警察署の初動措置

警察署の初動措置は、別表第8のとおりとする。

3 初動措置上の留意事項

初動措置上の留意事項は、別表第9のとおりとする。

4 幕僚、応援要員等の派遣

警備本部長又は対策室長は、現地警備本部に、幕僚、班長その他必要な要員を派遣することができる。

第5 応援要求

1 警備部隊の応援要求

警備本部長は、認知した突発重大事案の規模等により、他都道府県警察の警察災害派遣隊の援助が必要と認めるときは、速やかに警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項及び第2項の規定による援助要求の手続を行うとともに、その受入れ及び運用体制を確立する。

2 通信隊の要請

警備本部、対策室及び現地警備本部の設置に必要な通信体制については、中部管区警察局福井県情報通信部に要請する。

第6 報道

1 警備本部長、対策室長及び現地警備本部長は、報道発表に当たり、警察庁及び県等関係機関と発表内容を事前に調整の上、適切に広報し、被災者に安心感を付与するとともに、警察活動に対する県民の理解と協力を得るように努める。

2 現場の報道関係者に対しては、腕章の着用、社旗の掲示等身分の識別、危険防止、規制箇所への立入禁止その他警察活動について必要な協力を求める。

第7 平素の措置

1 署長等は、管轄区域内において突発重大事案が発生した場合に備えた現地警備本部の編成及び任務をあらかじめ定めておく。

2 所属長は、平素から所属職員に対し、突発重大事案発生時における初動措置、任務等について教養しておく。

3 所属長は、平素から装備資機材の点検整備を行うとともに、所属職員に取扱い要領を習熟させておく。

4 署長等は、平素から管内の実態把握、基礎資料の収集整備、初動措置計画の策定及び自治体・消防・医療機関・海上保安部・自衛隊等関係機関・団体と緊密な連携を図り、突発重大事案発生時の初動措置が迅速・的確に行われるように努める。

別表及び様式省略